

# 松江市空家等管理活用支援法人 指定の概要

## 空家等管理活用支援法人

市町村が、空家の活用や管理に取り組む社団法人等を指定。  
民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、市町村の補完的役割を担う。

### 経緯

令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、新たに空家等管理活用支援法人に係る制度が創設された。

### 指定の根拠となる法令

空家等対策の推進に関する特別措置法 第23条第1項

### 松江市が求める業務内容

市と連携し、空家等の利活用の促進を図るために、建物査定等調査を行いその結果を踏まえ、所有者等に対し利活用の方法に関する助言・提案その他必要な支援を行う。

(空家等対策の推進に関する特別措置法 第24条第1号関係)

### 指定の主な要件

- NPO法人、一般社団法人、一般財団法人であること（公益社団法人、公益財団法人を含む）
- 島根県 または 鳥取県に事務所等があること
- 支援法人として行う業務が、松江市の空家等対策の推進に資すると認められること
- 申請者や構成員が暴力団等と関係がないこと ほか

### その他

- 指定の有効期間は5年とする
- 申請にあたっては事前協議を行う

## 空家等管理活用支援法人の指定

### 空家等管理活用支援法人

#### 【連携内容】

支援法人が空家等の所有者等を確認することができず、市に当該空家等の所有者関連情報の提供を依頼した場合、市は依頼に応じ所有者等を調査して開示の同意が得られれば、支援法人に情報の提供を行う。

